

# 規 則

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県規則第26号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の項を削り、同1中 「 (1の2) 」 を 「 (1) 」 に改め、同1

の(1)の項を次のように改める。

(1)	削除				
-----	----	--	--	--	--

別表の1の(15)の項中「生活指導員」を「生活支援員」に改め、同1の(17)の項中「、知的障害者福祉司若しくは母子相談員」を「若しくは知的障害者福祉司」に改め、同1の(18)の項中「インテリアサービス科、冷凍空調設備科、システム設計科」を「冷凍空調設備科、メカトロニクス科」に、「建築科、溶接科、木材工芸科及び総合専修科」を「NCオペレーション科、テクニカルマイコン科、建築科及び木材工芸科」に、「、建築科及び溶接科」を「及び建築科」に、「冷凍空調設備科及び溶接科」を「冷凍空調設備科、メカトロニクス科及びNCオペレーション科」に、「インテリアサービス科、システム設計科、木工科、木材工芸科及び総合専修科」を「メカトロニクス科、木工科、テクニカルマイコン科及び木材工芸科」に改め、同1の(31の2)の項中

「 | 作業帽子 | 1個 | 2年 | 」を 「 | 安全ぐつ | 1足 | 2年 | | 作業帽子 | 1個 | 2年 | | ヘルメット | 1個 | 5年 | 」 に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

職 員 課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第27号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第47条の2中「第53条第26項又は第27項」を「第53条第47項又は第48項」に改める。

第53条第1項中「及び」を「、同令第24条の4の2、同令第24条の4の3第2項及び」に改め、同条第2項中「及び」を「、同令第24条の4の2、同令第24条の4の3第3項及び」に改め、同条第3項中「の規定」を「(同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。)の規定」に改める。

第64条中「、条例附則第15条第3項」を削り、「、第6項及び第8項に」を「及び第6項に」に改める。

第66条第1項中「、条例附則第15条第1項」を削り、「、第5項若しくは第7項」を「若しくは第5項」に改め、同条第3項中「、条例附則第15条第3項」を削り、「、第6項及び第8項」を「及び第6項」に改める。

第66条の7中「、条例附則第15条第3項」を削り、「、第6項及び第8項に」を「及び第6項に」に改める。

第93条第1項中「第100条第1項」を「第100条」に、「同項」を「同条」に、「とする」を「及び当該利用の開始時刻又は終了時刻について制限をされていることとする」に改め、同条第2項を削る。

第94条中「第100条第1項第2号」を「第100条」に改める。

第95条の見出し中「早朝等における利用が」を削り、同条第1項中「第100条第1項第2号」を「第100条」に、「早朝等における利用が税率の特例を受けるゴルフ場の指定(指定できない)通知書」を「税率の特例を受けるゴルフ場の指定(指定できない)通知書」に改め、同条第2項中「早朝等における利用が税率の特例を受けるゴルフ場の指定申請書」を「税率の特例を受けるゴルフ場の指定申請書」に改める。

様式第86号中「、附則第15条第1項」、「、附則第16条第7項」、「、附則第15条第3項」及び「、附則第16条第8項」を削る。

様式第88号中「、附則第15条第1項」及び「、附則第16条第7項」を削る。

住宅の用に供する土地  
被収用不動産等の代替不動産  
様式第90号の 入会(旧慣使用)林野の整備による土地 用中  
心身障害者の雇用に係る施設  
特定農産加工業の経営改善に係る不動産  
認定事業再構築計画に係る不動産

「特定農産加工業の経営改善に係る不動産  
認定事業再構築計画に係る不動産」を「認定事業再構築計画等に係る不動産」

に改め、「附則第15条第3項」及び「附則第16条第8項」を削り、同様式の注の3の(1)のエ及び同3の(5)を削る。

様式第125号中「第100条第1項」を「第100条」に改める。

様式第127号中

「早朝等における利用が税率の特例を受けるゴルフ場の指定申請書」を

「税率の特例を受けるゴルフ場の指定申請書」に、「第100条第1項第2号」を「第100条」に改める。

様式第128号の注の4の(1)を削り、同4の(2)を同4の(1)とし、同4の(3)を同4の(2)とし、同(2)の次に次のように加える。

(3) 非課税となるゴルフ場の利用に係る利用人員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第28号

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則

長野県西駒郷管理規則(昭和43年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第5条」に、「基づき」を「より」に改める。

第4条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定による入所措置を受けた」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の11第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の6第2項の規定による居宅生活支援費の支給決定を受けた者及び知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定による施設訓練等支援費の支給決定を受けた者

(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による入所措置を受けた者その他西駒郷の長(以下「所長」という。)が特に認めた者

第8条を第9条とし、第7条中「入所者」を「入所措置者」に、「一に」を「いずれかに」に、「所轄福祉事務所長又は児童相談所長」を「その者の入所措置に係る市町村長」に改め、同条第1号中「きたす」を「来たす」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条中「入所者」の次に「のうち第4条第2号に該当するもの(第8条において「入所措置者」という。)」を加え、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(契約)

第5条 入所者のうち前条第1号に該当するものと所長との西駒郷の利用に関する契約については、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

障 害 福 祉 課

長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第29号

長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則(昭和49年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

目次中「訓練」を「訓練及び保護」に改める。

第3条中「訓練及び」を「訓練、」に、「する診療」を「する短期間の入所による保護及び同条第4号に規定する診療」に改め、同条の表の入所による訓練の項の次に次のように加える。

短期間の入所による保護	4人
-------------	----

第2章の章名を次のように改める。

第2章 入所による訓練及び保護

第4条中「訓練を」を「訓練又は保護を」に改め、「次の各号に掲げる要件を備えた」を削り、「所長が許可した」を「次の各号に掲げる」に、「訓練対象者」を「訓練等対象者」に改め、同条第1号中「第18条第4項第3号」を「第17条の5第2項」に、「入所措置を受けていること。」を「居宅生活支援費の支給決定を受けた者又は同法第17条の11第2項の規定による施設訓練等支援費の支給決定を受けた者であつて、センターを利用することが適当であると所長が認めたもの」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 身体障害者福祉法第18条第3項の規定による入所措置を受けた者であつて、所長が許可したもの

第5条中「訓練対象者」を「訓練等対象者のうち前条第2号に該当するもの(以下「入所措置者」という。)」に改める。

第6条中「訓練」を「訓練又は保護」に、「次の各号に掲げる書類を市福祉事務所の長又は町村長を経由して」を「施設利用申込書(様式第1号)を」に改め、同条各号を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

(契約)

第6条の2 訓練等対象者のうち第4条第1号に該当するものと所長とのセンターの利用に関する契約については、別に定める。

第7条及び第8条中「訓練対象者」を「入所措置者」に改める。

第9条第2項中「訓練対象者の状況」を「必要」に改める。

第10条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とする。

第14条第1項中「訓練対象者」を「訓練等対象者」に改める。

第16条中「別表の2」を「別表の3」に改める。

第17条中「別表の3」を「別表の5」に改める。

第18条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号及び同条第2項中「訓練対象者」を「入所措置者」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第6条関係)

施設利用申込書

年 月 日

長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長 殿

住 所

氏 名

電 話 ( )

次のとおり貴センターの利用を申し込みます。

利用希望者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所		申請者との 続 柄	
身体障害者手帳番号		第 号		
等 級		級		
障 害 名				
施設利用希望期間		年 月 日 ~ 年 月 日		

- (添付書類) 1 医師の発行する健康診断書  
2 日常生活における状況等に関する書類

様式第2号中「住所  
職業」を「住所」に改める。

様式第3号中「申込者 氏名 ㊦」を「申込者 氏名」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

障 害 福 祉 課

長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第30号

長野県看護大学学則の一部を改正する規則

長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「科目等履修生(第25条)」を

「科目等履修生及び特別聴講学生(第25条・第25条の2)」に改める。

第9条中「並びに」を「及び」に改め、「及び時間数」を削る。

第10条中「、修得を認定」を「修得を」に、「場合における当該授業科目」を「単位」に改める。

第11条第3項中「別表に規定する時間数」を「授業時間数」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、学長は、単位互換協定に基づき学生が他の大学(外国の大学を含む。第24条及び第25条の2第1項において同じ。)において修得した授業科目の単位について、看護大学の選択科目の単位の修得を認定したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得を認定したものとみなすことができる単位数は、第1項の規定により看護大学において修得を認定したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第24条中「授業科目」を「授業科目(単位互換協定に基づき学生が他の大学において履修した授業科目を含む。)」に、「第12条及び」を「第12条第1項及び第2項並びに」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 科目等履修生及び特別聴講学生

第5章中第25条の次に次の1条を加える。

(特別聴講学生)

第25条の2 特別聴講学生として入学することのできる者は、看護大学と他の大学との単位互換協定に基づき、学長が許可したものでなければならない。

2 特別聴講学生の入学志願の手續等については、第14条から第18条までの規定にかかわらず、学長が定める。

第28条中「及び科目等履修生」を「、科目等履修生及び特別聴講学生」に改める。

第29条第1項中「又は科目等履修生」を「、科目等履修生又は特別聴講学生」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表を次のように改める。

(別表)(第9条、第10条、第11条関係)

授 業 科 目		単 位 数
必 修 科 目	カウンセリング論	1
	臨床心理学	1
	家族社会学	2
	医療経済学	1
	統計学	1
	生命科学	1
	生物学	1
	化学	1
	英語Ⅰ-1A(読解)	1
	英語Ⅰ-1B(読解)	1
	英語Ⅰ-2A(読解)	1
	英語Ⅰ-2B(読解)	1
	英語Ⅱ-1A(表現)	1
	英語Ⅱ-1B(表現)	1
	英語Ⅱ-2A(表現)	1
	英語Ⅱ-2B(表現)	1
	運動実技・理論Ⅰ	1
	運動実技・理論Ⅱ	1
	遺伝と人間	1
	健康論Ⅰ	1
	健康論Ⅱ	1
	保健統計学	1
	環境論	1
	情報処理科学	1
	看護形態機能論Ⅰ	1
	看護形態機能論Ⅱ	1
	看護形態機能論Ⅲ	1
	看護形態機能論Ⅳ	1
	看護病態論Ⅰ	1
	看護病態論Ⅰ演習	1
	看護病態論Ⅱ	1
	看護治療論Ⅰ	2
	看護治療論Ⅱ	1
症状マネジメント論	1	
看護学原論	1	
看護倫理	1	
看護社会論	1	
基礎看護方法論	2	
フィジカルアセスメント論	1	
基礎看護実習	2	
生活援助論	2	



生活援助論演習Ⅰ	1
生活援助論演習Ⅱ	2
生活援助実習	2
食生活論	1
成人看護概論Ⅰ	2
成人看護概論Ⅱ	3
成人看護方法	3
成人看護実習	3
老年看護概論	1
老年看護方法	2
老年看護実習	3
精神機能論	1
精神発達論	1
精神看護概論	1
精神看護方法	2
精神看護実習	3
母性看護概論	2
母性看護方法	2
母性看護実習	3
小児看護概論	2
小児看護方法	2
小児看護実習	3
地域看護概論	1
家族看護論	1
地域看護方法	2
在宅ケア論	1
地域看護実習	3
保健・医療・福祉システム看護論Ⅰ	1
保健・医療・福祉システム看護論Ⅱ	1
保健・医療・福祉システム看護論Ⅲ	1
看護管理論	1
総合実習	3
看護研究方法	1
卒業研究	4
人間関係論・エンカウンターⅠ	1
哲学	2
倫理学	1
生命倫理	1
生物学演習	1
化学演習	1
英語Ⅰ－3A(読解)	1
英語Ⅱ－3A(表現)	1
英会話3B	1
英語Ⅰ－4B(読解)	1
英語Ⅱ－4B(表現)	1
英会話4B	1
独語Ⅰ	1
独語Ⅱ	1

選	仏語Ⅰ	1
	仏語Ⅱ	1
択	教育心理学	2
	心理学	2
	教育学	2
	論理学	2
	社会学	2
	文化人類学	2
	経済学	2
	法学	2
	医事法学	1
	国際看護論	2
科 目	人間工学	2
	数学	1
	運動理論Ⅰ	1
	運動理論Ⅱ	1
	文学	2
	芸術と人間	2
	助産概論	1
	助産方法Ⅰ	1
	助産方法Ⅱ	2
	助産業務管理	1
	助産実習	6
	看護教育論	2
	人間関係論・エンカウンターⅡ	1

- (備考) 1 「倫理学」又は「生命倫理」のいずれかについては、必ず履修するものとする。
- 2 「生物学演習」又は「化学演習」のいずれかについては、必ず履修するものとする。
- 3 「英語Ⅰ－3A(読解)」、「英語Ⅱ－3A(表現)」又は「英会話3B」のいずれかについては、必ず履修するものとする。
- 4 「英語Ⅰ－4B(読解)」、「英語Ⅱ－4B(表現)」又は「英会話4B」のいずれかについては、必ず履修するものとする。
- 5 「独語Ⅱ」は「独語Ⅰ」を、「仏語Ⅱ」は「仏語Ⅰ」を履修した者のみ選択できる。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

医 務 課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第31号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第12条に」を「第13条に」に、「第12条及び」を「第12条第1項及び」に改める。

第11条第1項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第13条中「から第13条まで」を「、第12条第1項、第13条」に改め、同条の表の第11

条第3項の項を削り、同表中 「第12条」 を 「第12条第1項」 に、

及び科目等履修生	、科目等履修生及び研究生	を
又は科目等履修生	、科目等履修生又は研究生	
特別聴講学生	研究生	に改める。
特別聴講学生	研究生	

別表第1の領域別選択科目の項中「| 老年看護学特論Ⅱ | 2 |」を

老年看護学特論Ⅱ	2	に改め、同表の共通選択科目の項中
老年看護学特論Ⅳ	2	

「| 統計学特講 | 1 |」を

統計学特講	1	に改め
コミュニティディベロップメント論特講	1	
国際看護人材論	2	

る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

医 務 課

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県規則第32号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「理容師法施行令(昭和28年政令第232号)及び」を削り、「の規定」を「及び理容師法施行条例(平成11年長野県条例第48号。次条及び第3条において「条例」という。)の規定」に改める。

第2条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(出張業務を行うことができる社会福祉施設等)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく乳児院、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく救護施設
- (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づく知的障害者地域生活援助事業を行う事業所、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく痴呆対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム(軽費老人ホーム及び有料老人ホームにあつては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業者が特定施設入所者生活介護を行うものに限る。)
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づく病院及び診療所(診療所にあつては、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
- (7) 介護保険法(平成11年法律第123号)の規定に基づく介護老人保健施設

第3条に見出しとして「(出張業務の承認)」を付し、同条第1項中「前条第3号」を「条例第2条第3号」に、「当該保健所長」を「知事」に改め、同条第2項中「保健所長は、前項の申請があつた場合において、承認」を「知事は、条例第2条第3号の規定による承認を」に改め、同条第3項中「承認を受けた者は、同項の規定により交付を受けた」を削り、「を、出張業務」を「は、出張業務」に、「しなければ」を「しておかなければ」に改める。

第7条中「理容師法施行令又は省令」を「省令又はこの規則」に改める。

様式第1号中「保健所長 殿」を「長野県知事 殿」に、  
「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名) ㊦」を  
「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名) ㊦  
電話番号」に、

「2 業務期間 年 月 日から  
年 月 日まで 日間」を

「2 出張しようとする期間  
年 月 日から 年 月 日まで  
3 2の期間内において業務を行う日数  
日間( につき 日)」に、「3 出張業務」を

「4 出張業務」に、「4」を「5」に改め、「、本籍地」を削り、「及び免許証番号」を「、免許証番号及び従業する理容所名」に改め、同様式の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 2の期間は、1年を超えない期間とすること。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第33号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「美容師法施行令(昭和32年政令第277号)及び」を削り、「の規定」を「及び美容師法施行条例(平成11年長野県条例第49号。次条及び第3条において「条例」という。)の規定」に改める。

第2条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(出張業務を行うことができる社会福祉施設等)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく乳児院、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく救護施設
- (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づく知的障害者地域生活援助事業を行う事業所、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく痴呆対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム(軽費老人ホーム及び有料老人ホームにあつては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業者が特定施設入所者生活介護を行うものに限る。)
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づく病院及び診療所(診療所にあつては、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
- (7) 介護保険法の規定に基づく介護老人保健施設

第3条に見出しとして「(出張業務の承認)」を付し、同条第1項中「前条第3号」を「条例第2条第3号」に、「当該保健所長」を「知事」に改め、同条第2項中「保健所長は、前項の申請があつた場合において、これを承認」を「知事は、条例第2条第3号の規定による承認を」に改め、同条第3項中「承認を受けた者は、同項の規定により交付を受けた」を削り、「を、出張業務」を「は、出張業務」に、「しなければ」を「しておかなければ」に改める。

第7条中「美容師法施行令又は省令」を「省令又はこの規則」に改める。

様式第1号中「保健所長 殿」を「長野県知事 殿」に、  
「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名) ㊦」を  
「氏名(法人にあつては、その名称及び代表者名) ㊦  
電話番号」に、

「2 業務期間 年 月 日から 日間 を  
年 月 日まで 」

「2 出張しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

に、「3 出張業務」を

3 2の期間内において業務を行う日数

日間 ( につき 日 ) 」

「4 出張業務」に、「4」を「5」に改め、「、本籍地」を削り、「及び免許証番号」を「、免許証番号及び従業する美容所名」に改め、同様式の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 2の期間は、1年を超えない期間とすること。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課